

忘れがちな
お金回りのこと。



補助金・年金 etc.

subsidy

Series 国民年金 便利でお得な口座振替を利用しませんか？

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

国民年金保険料の納付方法には、現金(納付書)払い・口座振替・クレジットカード払いがあります。通常は翌月末が納付期限となりますが、前納(前払い)すると保険料の割引を受けられます。

現金(納付書)・クレジットカードでの支払い方法は次の4種類です

- 【1】 翌月末(通常)
- 【2】 6カ月前納(4月～9月・10月～翌年3月)
- 【3】 1年前納(4月～翌年3月分)
- 【4】 2年前納(4月～翌々年3月分)

※【1】～【3】の納付書については年度初めに自動的に送付されますが、【4】の納付書を発行する場合や、クレジットカードでの支払いを希望される場合は、お申出が必要です。詳しくは鹿屋年金事務所または市役所年金担当窓口へお尋ねください。

口座振替の方法は次の5種類です

- 【1】 翌月末(通常)
- 【2】 当月末(早割)
- 【3】 6カ月前納(4月～9月・10月～翌年3月)
- 【4】 1年前納(4月～翌年3月分)
- 【5】 2年前納(4月～翌々年3月分)

※新年度から、口座振替やクレジットカードで前納(6カ月・1年・2年)を希望される方は、2月末日までにお申し込みください。

※平成30年度の保険料月額額は16,340円です。

	1カ月分		6カ月		1年分		2年分	
	保険料	割引	保険料	割引	保険料	割引	保険料	割引
通常(現金・口座)	16,490円	—	98,940円	—	197,880円	—	393,960円	—
早割(口座のみ)	16,440円	50円	98,640円	300円	197,280円	600円	392,760円	1,200円
6カ月前納(現金)	—	—	98,140円	800円	196,280円	1,600円	—	—
6カ月前納(口座)	—	—	97,820円	1,120円	195,640円	2,240円	—	—
1年前納(現金)	—	—	—	—	194,370円	3,510円	—	—
1年前納(口座)	—	—	—	—	193,730円	4,150円	—	—
2年前納(現金)	—	—	—	—	—	—	379,560円	14,440円
2年前納(口座)	—	—	—	—	—	—	378,320円	15,640円

同じ毎月納付でも、口座振替の早割(当月末)を利用すると、通常の翌月末納付と比べ、1カ月で50円、1年で600円安く納付することができます。お申込み・詳細については年金担当窓口へお尋ねください。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期日	時間	場所	予約先
2月 8日(木)	午前10時～午後3時	本庁(末吉)1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
3月 8日(木)		大隅支所別館2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923

Series 税チャンネル 軽自動車等の名義変更はお早めに！

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

軽自動車税は毎年4月1日に、その車両を所有する方（登録されている方）に課税されます。

売買等で所有者が変わっている場合は、左表の場所です。早めの手続きをお願いします。

車種・排気量	手続き場所
原動機付自転車 125cc 以下	市役所税務課・各支所税務係 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932
小型特殊自動車	
軽三輪車・軽四輪車 660cc 以下	鹿児島県軽自動車協会 ☎ 099-261-4011
軽二輪車 125cc を超え 250cc 以下	
二輪の小型自動車 250cc を超えるもの	九州陸運局鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

小型特殊自動車のナンバー登録は、お済みですか？

現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車で、ナンバープレートが付いていないものはありませんか。

トラクターやコンバイン等の農耕作業用等の小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

ナンバープレートの交付を受けていない農耕用小型特殊自動車がありましたら、**市役所税務課または各支所税務係で申請を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。**

市税等の納め忘れはありませんか？

市税等の納期は、2月が最後（随時を除く）となります。

未納となっている税金については、途中の期だけが未納になっているというケースが多くあります。

口座振替により納付されている方は通帳の確認を、納付書等で納められている方は領収書の確認をお願いします。

特に、介護保険料や後期高齢者医療保険料については、年齢到達月により（介護保険料は65歳、後期高齢者医療保険料は75歳到達月）年金引きではなく納付書（または口座振替）で納める期間があります。

また、口座振替をする場合は、事前にご利用の金融機関に届けなければなりません。

未納となっている理由に、「年金から天引きだと思っていた」「税金は全て口座振替にしている」と思っていたと、よく伺います。

督促状や催告書等が届きましたら放っておかず、市役所税務課・各支所税務係へお問い合わせください。

滞納処分の強化について

税務課では納付の催告や滞納処分に取組んでいます。今年度は、2月と3月を滞納整理強化月間として、滞納処分の強化していきます。

納期限内に納付がない場合は、督促状や催告書により納付の催告を行っています。

督促状や催告書が届いても、納付も納税相談もない方については、納付の意思がないと判断され、法律に基づく滞納処分（預金・給与・固定資産・生命保険等の差押え）が執行されることとなります。

納税相談にお越しく下さい

病気やケガで働けない、失業して収入がない等、納付困難な理由がある場合は、納税相談を受けてください。

差押え等の滞納処分は、事前に通知することなく行われます。そうなる前に自主的に納付されるか、納付できない特別な理由がある場合は、納税相談にお越しく下さいますようお願いいたします。

2月の納期について

- 国民健康保険税 9期
- 介護保険料 9期
- 後期医療保険料 8期

※納期限 H 30年2月28日
※口座振替をされている方も、2月28日に振替しますので残高のご確認をお願いします。